

第 6 8 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

今回の本試験は、膨大な問題量であり、かつ、資料や問題文の読み取りが難しい問題が出題され、多くの受験生が非常に厳しい本試験であったと感じているのではないだろうか。
その中で得点できる箇所を見つけ出し、かつ、正確に解くことのできる判断力と正確性が求められる試験であった。

Z－68－I〔第一問〕解 答

問 1 給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
- ② 給与所得以外の所得がある場合の取扱い
- ③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続
- ④ 給与所得者が退職した場合の徴収方法

① 特別徴収の対象となる納税義務者の範囲 [5]

特別徴収の対象となる納税義務者とは、前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払いを受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けていること等により、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下「給与所得者」という。）である。

② 給与所得以外の所得がある場合の取扱い [5]

1. 普通徴収の対象者等（法319）

個人の住民税の徴収については、給与所得又は公的年金等に係る所得（以下「給与所得等」という。）に係る所得割額及び均等割額の合算額や分離課税に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法によらなければならない。

2. 給与所得以外の所得に係る所得割額の特別徴収（法321の3②）

給与所得者について、その者の前年中の所得に給与所得等以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによって、当該給与所得等以外の所得に係る所得割額を、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

ただし、住民税の申告書に給与所得等以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3. 普通徴収への切替え（法321の3③）

上記2によって給与所得者の給与所得等以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得等以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得等以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得等以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

③ 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続 5

1. 給与所得に係る特別徴収義務者の指定等 (法321の4①)

市町村は、特別徴収の方法によって個人の住民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日においてその納税義務者に対して給与の支払いをする者のうち、所得税の源泉徴収義務がある者を、当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2. 特別徴収税額の通知 (法321の4②)

上記1の場合には、当該市町村の長は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の規定による住民税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者及びこれを経由して納税義務者に通知しなければならない。

④ 給与所得者が退職した場合の徴収方法 10

1. 特別徴収の継続 (法321の4⑤⑥)

給与所得者に対し給与の支払いをする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間に異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払いをすることとなった者(所得税の源泉徴収義務がある者に限る。)を通じて、従前の給与の支払者から給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日(その支払いを受けなくなった日が翌年4月中である場合は、翌年4月30日)までに、特別徴収税額(すでに特別徴収されたものを除く。)を、特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、その新たに給与の支払をすることとなった者を、当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。

ただし、その申出が、翌年4月中にあった場合において、特別徴収の継続が困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

2. 特別徴収税額の残額の一括徴収 (法321の5②③)

(1) 給与所得者が、特別徴収義務者から給与の支払いを受けないこととなった場合には、その特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、その者に対してその年の翌年(下記②の場合はその年)5月31日までの間に支払うべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額に相当する金額があるときに限り、その給与又は退職手当等の支払いの際、当該月割額の全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

① その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収されたい旨の申出があった場合

② その事由が当該年度の初日の属する年の翌年1月1日から4月30日までの間に発生した場合

(2) 上記(1)の場合には、特別徴収義務者は、給与の支払いを受けないこととなった者の氏名、特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額等を記載した届出書を、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

3. 普通徴収への繰入 (法321の7)

給与所得者が、給与の支払いを受けなくなったこと等により、個人の住民税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、その徴収されないこととなった税額は、その徴収されないこととなった日以後において到来する普通徴収の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、ない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

問2 個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

1. 均等割の意義（法23①一、292①一） **1**

均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2. 納税義務者（法24①⑦、294①） **6**

(1) 道府県民税

道府県は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる道府県民税を課する。

なお、下記②に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

① 道府県内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

(2) 市町村民税

市町村は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれに掲げる市町村民税を課する。

① 市町村内に住所を有する個人

… 均等割額及び所得割額の合算額

② 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

… 均等割額

3. 均等割の税率（法1①五、38、310） **2**

均等割の標準税率は、道府県民税 1,000円、市町村民税 3,000円とする。

なお、平成26年度から平成35年度までは、道府県民税 1,500円、市町村民税 3,500円とする。

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

4. 非課税措置

(1) 均等割及び所得割の非課税（法24の5①、法295①） **3**

道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(2) 均等割の非課税（法24の5③、295③、令47の3） **5**

① 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

イ 市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

※

基本額として
定める一定金額

×（控除対象配偶者及び扶養親族の数＋1）＋

加算額として
定める一定金額

※ その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

ロ 上記イの基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において、35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において、21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

② 道府県は、上記①により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

5. 均等割の税率の軽減 (法311) ③

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例で定めるところによって、軽減することができる。

- (1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族
- (2) (1)に掲げる者を2人以上有する者

6. 賦課徴収 ⑤

- (1) 個人の道府県民税の賦課徴収の原則 (法41)

個人の道府県民税の賦課徴収は、特別の定めがある場合を除き、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

- (2) 個人住民税の徴収方法 (法319)

個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があり、給与所得者や年金所得者に係る所得割額と均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する場合を除き、普通徴収の方法により徴収しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

第一問の配点は50点としておりますが、問1及び問2の配点の内訳は不明であるため、問1、問2とも25点として配点を付しています。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第一問は、問1、問2共に基本理論ではありますが、ボリューム非常に多く時間内にすべてを解答するのは難しかったと思われます。

解答量が非常に多かったことから、どこまでを解答すべきであるかの判断が難しい問題でした。

そのため、模範解答としてはある程度広範囲に解答しております。

第一問の合格ラインは、34～36点と予想されます。

Z－68－ I 〔第二問〕 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成30年度分として 納付すべき税額の合計額	平成30年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	町民税
甲	1 754, 700	301, 300	453, 400
甲の妻	1 44, 500	17, 300	27, 200
甲の長男	1 183, 700	73, 000	110, 700
甲の長男の妻	1 12, 000	4, 300	7, 700
甲の長女	2 0	0	0
甲の母	1 1, 160, 600	463, 700	696, 900

氏 名	平成29年中に特別徴収 された税額（平成29年の 所得に係る税額に限る。）	平成29年中に特別徴収された税額 （平成29年の所得に係る税額に限る。）	
		県民税	町民税
甲	2 142, 500	60, 000	82, 500
甲の妻	0	0	0
甲の長男	0	0	0
甲の長男の妻	0	0	0
甲の長女	0	0	0
甲の母	0	0	0

○計算過程

甲			
【平成30年度分】			
I 各種所得の金額			
給 与 所 得	10, 100, 000	※ $12, 300, 000 - 2, 200, 000 = 10, 100, 000$	2
		※ $12, 300, 000 > 10, 000, 000$	∴ 2, 200, 000
退 職 所 得		－	分離課税に係る所得割が課税されるため所得割課税除外
配 当 所 得			
（ 総 合 ）	45, 000		
（ 申 告 分 離 ）	100, 000	$65, 000 + 35, 000 = 100, 000$	
II 課 税 標 準 額			
総 所 得 金 額	10, 145, 000	$10, 100, 000 + 45, 000 = 10, 145, 000$	
上場株式等に係る 配当所得等の金額	100, 000		
合 計	10, 245, 000	所得割の非課税判定	
		$10, 245, 000 > 350, 000 \times (1 + 1) + 320, 000$	∴ 所得割課税

Ⅲ 所得控除		
医療費控除	264,000	I原則 $76,000 - 100,000 < 0$ ※ $100,000 < 10,245,000 \times 5\%$ ∴ 100,000 (注) インフルエンザ予防接種は対象外 II 特例 $76,000 - 12,000 = 64,000$ III I < II ∴ II
社会保険料控除	1,448,500	
生命保険料控除	262,500	I 旧一般 $27,500 + (68,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 34,500$ II 新個人年金 $58,000 > 56,000$ ∴ 28,000 III I + II = 62,500
地震保険料控除	225,000	I 旧長期 $5,000 + (12,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 8,500$ II 地震保険 $38,000 \times \frac{1}{2} = 19,000$ III I + II > 25,000 ∴ 25,000
配偶者控除	—	750,200 > 380,000 ∴ 非該当
配偶者特別控除	—	甲の合計所得金額が1,000万円超のため適用なし
扶養控除	330,000	長女 360,000 ≤ 380,000 ∴ 一般
基礎控除	330,000	
合計	2,260,000	
Ⅳ 課税所得金額		
課税総所得金額	7,885,000	$10,145,000 - 2,260,000 = 7,885,000$
上場株式等に係る 課税配当所得等の金額	100,000	(千円未満切捨)
Ⅴ 所得割額		
X 県民税	299,899	1 算出所得割額
Y 町民税	449,938	(1) 課総 $7,885,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 315,400 \\ 6\% = 473,100 \end{array} \right.$ (2) 上配 $100,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 2,000 \\ 3\% = 3,000 \end{array} \right. \}$ 1 (3) (1)+(2) = $\left\{ \begin{array}{l} 317,400 \\ 476,100 \end{array} \right.$ 2 調整控除額 $7,885,000 > 2,000,000$ $50,000 + 50,000 - (7,885,000 - 2,000,000) < 50,000$ $50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{array} \right. \}$ 1

3 配当控除			$45,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 1.2\% = 540 \\ 1.6\% = 720 \end{array} \right\} \boxed{2}$		
4 寄附金税額控除額			(1) $10,000 + 35,000 + 20,000 = 65,000 \leq 10,245,000 \times 30\% \quad \therefore 65,000$		
			$(65,000 - 2,000) \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 2,520 \\ 6\% = 3,780 \end{array} \right\} \boxed{1}$		
			(2) $7,885,000 - 50,000 - 50,000 = 7,785,000 \quad \therefore 66.517\%$		
			$10,000 + 35,000 = 45,000$		
			$(45,000 - 2,000) \times 66.517\% \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 11,440.924 \\ \frac{3}{5} = 17,161.386 \end{array} \right.$		
			$11,440.924 \leq (317,400 - 1,000) \times 20\% \quad \therefore 11,440.924$		$\boxed{1}$
			$17,161.386 \leq (476,100 - 1,500) \times 20\% \quad \therefore 17,161.386$		
			(3) $(1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 13,961 \text{ (円未満切上)} \\ 20,942 \text{ (円未満切上)} \end{array} \right\} \boxed{2}$		
5 配当割額控除			(1) $65,000 \times 5\% + 35,000 \times 5\% = 5,000$		
			(2) $5,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 2,000 \\ \frac{3}{5} = 3,000 \end{array} \right\} \boxed{2}$		
5 $1 - 2 - 3 - 4 - 5 =$			$\left\{ \begin{array}{l} 299,899 \\ 449,938 \end{array} \right.$		
VI 均 等 割 額					
	X 県 民 税	1,500			
	Y 町 民 税	3,500			
VII 納 付 税 額					
	X 県 民 税	301,300	V + VI (百円未満切捨)		
	Y 町 民 税	453,400			
【平成29年度分の 特別徴収税額】					
分離課税に係る所得割額			(1) 19,850,000		
			(2) $8,000,000 + \overset{\times}{(33\text{年} - 20\text{年})} \times 700,000 = 17,100,000$		
			※ S 60. 4. 1 ~ H29. 9. 30 → 33年 (1 年未満切上)		
			(3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 1,375,000$		
			(4) $1,375,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 55,000 \text{ (X 県)} \\ 6\% = 82,500 \text{ (Y 町)} \end{array} \right.$		
配当割額			$65,000 \times 5\% + 35,000 \times 5\% = 5,000 \text{ (X 県)}$		
甲の妻					
I 各種所得の金額					
	給 与 所 得	370,000	$1,020,000 - \overset{\times}{650,000} = 370,000$	$\boxed{1}$	
			※ $1,020,000 \times 40\% \leq 650,000 \quad \therefore 650,000$		
	雑 所 得	380,200	$420,000 - 39,800 = 380,200$		

Ⅱ 課 税 標 準 額			
総 所 得 金 額	750, 200	$370, 000 + 380, 200 = 750, 200$ 所得割の非課税判定 $750, 200 > 350, 000 \quad \therefore$ 所得割課税	
Ⅲ 所 得 控 除			
基 礎 控 除	330, 000		
Ⅳ 課税所得金額			
課税総所得金額	420, 000	$750, 200 - 330, 000 = 420, 000$ （千円未満切捨）	
Ⅴ 所得割額			
X 県 民 税	15, 800	1	算出所得割額
Y 町 民 税	23, 700	課 総	
		$420, 000 \times \begin{cases} 4 \% = 16, 800 \\ 6 \% = 25, 200 \end{cases}$	
		2	調整控除額
		$420, 000 \leq 2, 000, 000$ $50, 000 < 420, 000 \quad \therefore 50, 000$	
		$50, 000 \times \begin{cases} 2 \% = 1, 000 \\ 3 \% = 1, 500 \end{cases} \Bigg\} \boxed{1}$	
		3	$1 - 2 = \begin{cases} 15, 800 \\ 23, 700 \end{cases}$
Ⅵ 均 等 割 額			
X 県 民 税	1, 500		
Y 町 民 税	3, 500		
Ⅶ 納 付 税 額			
X 県 民 税	17, 300	Ⅴ + Ⅵ（百円未満切捨）	
Y 町 民 税	27, 200		
甲の長男			
Ⅰ 各種所得の金額			
給 与 所 得	3, 076, 000	$\begin{matrix} ※ \\ 4, 520, 000 - 1, 444, 000 = 3, 076, 000 \end{matrix} \boxed{2}$ $※ \quad 4, 520, 000 \times 20\% + 540, 000 = 1, 444, 000$	
Ⅱ 課 税 標 準 額			
総 所 得 金 額	3, 076, 000	所得割の非課税判定 $3, 076, 000 > 350, 000 \quad \therefore$ 所得割課税	
Ⅲ 所 得 控 除			
雑 損 控 除	$\boxed{2}$	－	$113, 000 - 3, 076, 000 \times 10\% < 0$
社会保険料控除	587, 600		
配偶者特別控除	$\boxed{2}$ 330, 000	$380, 000 < 425, 000 < 450, 000 \quad \therefore 330, 000$	
基 礎 控 除	330, 000		
合 計	1, 247, 600		

IV 課税所得金額			
課税総所得金額	1, 828, 000	3, 076, 000－1, 247, 600＝1, 828, 000（千円未満切捨）	
V 所得割額			
X 県 民 税	71, 520	1	算出所得割額
Y 町 民 税	107, 280		課 総
		$1, 828, 000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4 \% = 73, 120 \\ 6 \% = 109, 680 \end{array} \right.$	
		2	調整控除額
		$1, 828, 000 \leq 2, 000, 000$	
		$50, 000 + 30, 000 = 80, 000 < 1, 828, 000 \quad \therefore 80, 000$	
		$80, 000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 1, 600 \\ 3 \% = 2, 400 \end{array} \right. \} \quad \boxed{2}$	
		3	$1 - 2 = \left\{ \begin{array}{l} 71, 520 \\ 107, 280 \end{array} \right.$
VI 均 等 割 額			
X 県 民 税	1, 500		
Y 町 民 税	3, 500		
VII 納 付 税 額			
X 県 民 税	73, 000	V＋VI（百円未満切捨）	
Y 町 民 税	110, 700		
甲の長男の妻			
I 各種所得の金額			
事業所得	425, 000	$480, 000 - 55, 000 = 425, 000$	
一時所得	－	$300, 000 - 20, 000 - \overset{\times}{280, 000} = 0 \quad \boxed{1}$	
		$\times 300, 000 - 20, 000 = 280, 000 < 500, 000 \quad \therefore 280, 000$	
		（注）宝くじの当選金は非課税 $\boxed{1}$	
II 課 税 標 準 額			
総所得金額	425, 000	所得割の非課税判定	
		$425, 000 > 350, 000 \quad \therefore$ 所得割課税	
III 所 得 控 除			
基礎控除	330, 000		
IV 課税所得金額			
課税総所得金額	95, 000	$425, 000 - 330, 000 = 95, 000$ （千円未満切捨）	
V 所得割額			
X 県 民 税	2, 800	1	算出所得割額
Y 町 民 税	4, 200		課 総
		$95, 000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4 \% = 3, 800 \\ 6 \% = 5, 700 \end{array} \right.$	

			2	調整控除額	
				$95,000 \leq 2,000,000$	
				$50,000 < 95,000 \quad \therefore \quad 50,000$	
				$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases}$	
			3	$1 - 2 = \begin{cases} 2,800 \\ 4,200 \end{cases}$	
Ⅵ	均等割額				
	X 県民税	1,500			
	Y 町民税	3,500			
Ⅶ	納付税額				
	X 県民税	4,300	V + VI（百円未満切捨）		
	Y 町民税	7,700			
甲の長女					
I	各種所得の金額				
	給与所得	360,000	※	$1,010,000 - 650,000 = 360,000$	
			※	$1,010,000 \times 40\% \leq 650,000 \quad \therefore \quad 650,000$	
	未成年者で	$360,000 \leq 1,250,000$	$\therefore$	均等割及び所得割非課税	
甲の母					
I	各種所得の金額				
	雑所得	2,182,500	※	$3,410,000 - 1,227,500 = 2,182,500$	[2]
			※	$500,000 + (3,410,000 - 500,000) \times 25\% = 1,227,500$	
	譲渡所得		I 総合		
	(総合長期)	1,806,500	(総長)		
	(分離短期)			$3,200,000 - (850,000 + 43,500) - 500,000 = 1,806,500$	[2]
	[一般]	7,800,000	II 分離		
	[軽減]	16,500,000	(分短)		
	(分離長期)	3,900,000	(1)	$65,000,000 - (48,000,000 + 500,000) = 16,500,000$ (軽減)	
			(2)	$23,000,000 - (15,000,000 + 200,000) = 7,800,000$ (一般)	
			(分長)		
				$32,000,000 - (27,000,000 + 1,100,000) = 3,900,000$	
II	課税標準額				
	総所得金額	3,085,750	$2,182,500 + 1,806,500 \times \frac{1}{2} = 3,085,750$		
	短期譲渡所得の金額				
	[一般]	7,800,000			
	[軽減]	16,500,000			
	長期譲渡所得の金額	3,900,000	所得割の非課税判定		
	合計	31,285,750	$31,285,750 > 350,000 \quad \therefore$	所得割課税	
III	所得控除				
	社会保険料控除	143,000			
	寡婦控除	-	扶養親族等なし、かつ、合計所得金額500万円超のため非該当	[1]	
	基礎控除	330,000			
	合計	473,000			

IV 課税所得金額			
課税総所得金額	2,612,000	$3,085,750 - 473,000 = 2,612,000$	
課税短期譲渡所得金額	7,800,000	$16,500,000 - \underline{16,500,000} = 0$	
課税長期譲渡所得金額	3,900,000	2	(千円未満切捨)
V 所得割額			
X 県 民 税	462,280	1 算出所得割額	
Y 町 民 税	693,420	(1) 課 総	
		$2,612,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4 \% = 104,480 \\ 6 \% = 156,720 \end{array} \right.$	
		(2) 課 短	
		$7,800,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 3.6 \% = 280,800 \\ 5.4 \% = 421,200 \end{array} \right. \}$	2
		(3) 課 長	
		$3,900,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 78,000 \\ 3 \% = 117,000 \end{array} \right. \}$	2
		(4) $(1) + (2) + (3) = \left\{ \begin{array}{l} 463,280 \\ 694,920 \end{array} \right.$	
		2 調整控除額	
		$2,612,000 > 2,000,000$	
		$50,000 - (2,612,000 - 2,000,000) < 50,000 \quad \therefore 50,000$	
		$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2 \% = 1,000 \\ 3 \% = 1,500 \end{array} \right.$	
		3 $1 - 2 = \left\{ \begin{array}{l} 462,280 \\ 693,420 \end{array} \right.$	
VI 均等割額			
X 県 民 税	1,500		
Y 町 民 税	3,500		
VII 納付税額			
X 県 民 税	463,700	V + VI (百円未満切捨)	
Y 町 民 税	696,900		

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。
各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第二問は、ボリュームは多いが、内容的には比較的平易な問題であったため、ミスなく解答できたかどうかのポイントになると思われる。
第二問の合格ラインは、40～42点と予想されます。

全体としてのボリュームが多く完答は難しいと考えられるため、計算から解答した前提での予想合格ラインとなります。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、お疲れ様でした。
皆様の合格を心から祈っております。

- 11 -